

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話(243)0141
12年7月23日

会員主人公の民商運動 のさらなる前進を!

第六十五回・定期総会ひらく

七月十五日(日)東映ホテルにて「新潟民商第六十五回・定期総会」が開催され、代議員など百五十名が出席しました。

はじめに高橋武晶会長は「私たち中小業者・国民が主人公になって地域で生き延びて行くのか、それとも大企業やアメリカの言いなりになって、商売と生活をつぶされてしまうのか」という瀬戸際のときを迎えて、組織を大きくし、学習と団結で乗り切っていこう、とあいさつしました。

「今度は自分が人助けの力になりたい」

総会では、十四名の発言者がありました。発言者を三名紹介すると、

① 北東ブロックで、簿記の学習会をやってきたが、自主記帳・自主計算は商売繁盛のもと。これをみんなと一緒にやって分かってくると、自然と笑顔になってくる。継続してやりましょう。(石山支部・大森さん)

② 「バリアフリー・カフェ」を新規開業するにあたって、公庫の融資や県・起業チャレンジ助成金を獲得した。この一年、人に助けてもらって学び、いろんな経験もして強くなったと思う。今度は、自分が人助けの力になりたい。(上支部・横山さん)

③ 一年間の青年部活動で学び、経験して今回青年部長になった。もっと多くの部員の中に入って、自分たち役員の元気な活動ぶりも見てもらって青年部を大きくしていきたい。(山の下支部・浅野さん)

総会では、下記の新役員を選出し、会員・役員主人公の民商運動をいっそう強化して、消費税増税阻止、原発ゼロの社会をめざしてさらに奮闘しようと呼びかけられました。

第六十五回・総会で選出された会三役

会長	高橋 武昌	再任	(大江山支部)
副会長	中村 富慶	再	(東山の下支部)
"	山田 芳龍	再	(東山の下支部)
"	市橋 栄治郎	再	(石山支部)
"	渡部 睦夫	再	(亀田支部)
"	松本 里志	再	(亀田支部)
"	丸山 優	再	(黒崎支部)
"	菅原 ミヨ子	再	(山湯支部)
"	野上 昇	再	(上支部)
"	藤崎 清一	再	(白根支部)
"	細山 俊夫	再	(石山支部)
"	山田 政実	新	(西内野支部)
"	長崎 栄作	新	(大形支部)
会計	渡辺 文男	再	(しもまち支部)
事務局長	野沢 慎一郎	再	(専従)



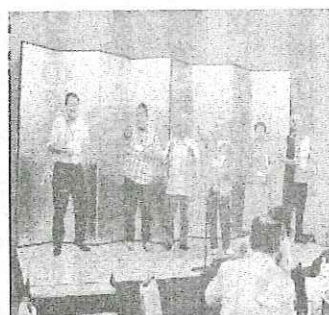
会長の挨拶



三役の紹介



全員で団結ガンパローツ!



盛り上がった懇親会

お知らせ

七月二十四日(火)～二十六日(木)の三日間、岩手県盛岡市で開催される全国事務局員交流会へ参加のため事務所を留守に致します。大変ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願い致します。

税務調査の立ち会いは納税者の権利

国税通則法改悪後の初の税務調査が大江山支部の会員にありました。新・通則法の施行は来年1月からですが、大いに事前学習もし、支部あげて会員を守らなければなりません。

かつての大江山支部は、税務調査の立ち会いをしたことがなかったのですが、3年前、不当な税務調査にあつて入会されたAさんの経験から、支部としての立ち会いの必要性を学びました。その後の一昨年、支部のBさんの税務調査で支部として初めて支部役員2名が立ち会い、是認(税額なし)を勝ち取りました。その経験を「税務調査・勝利集会」として開催し学習・交流しました。それで今回の調査です。納税者に依頼された立会人は仕事をやりくりして6名が立ち会いました。税務署員に新潟日報の新聞記事※「税務調査で人権侵害」の社会面トップ記事を示しながら、こういうことのないようお願いいたしますと申し入れました。※小見出し「承諾受けずに無理やり入室(新潟税務署) 県弁護士会が警告」。

いよいよ本申請

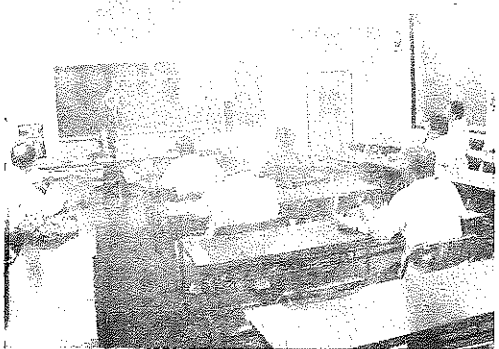
新潟市健康すまいリフォーム支援事業

補助金交付申請書学習会開催

新潟市の住宅リフォーム支援制度の第一回分が無抽選で希望者全員がOKとなりました。次は八月七日までに本申請を行い、補助金の交付決定となっていきます。

新潟民商では、七月十二日申請書記載の学習会を開催しました。参加者は、実際に工事を行う人が多く、渡部副会長の話を真剣に聞いていました。見積書から内訳証明書への記載や基本工事・プラス工事の仕様書の書き方、工事前と工事後の多方面から写真を撮ることなどの話がされました。みんな初めてのことなので、わからないところからは市役所にも聞きながらの手続きになりそうです。分からないことがあります。分らないことがありません。たら民商まで。

なお、第二次の受付は八月八日となり、これはいきなり本申請で先着順となります。



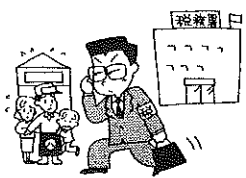
え！税務調査が変わる??

Q&A改悪国税通則法 第一回

民商・全商連が反対をしていた「国税通則法」が昨年十一月に、民主党政権と自民党・公明党の修正協議を行い、さらに悪くなって成立してしまいました。実施は来年一月から。税務調査の様相が大きく変わりそうです。内容をQ&Aで紹介していきます。

Q1・新国税通則法は納税者の権利を後退させ義務を強化するものだという懸念があるのでは?

A・今回の新国税通則法は政府・民主党が納税者の権利保護より財務省・野党(自民党)に大幅に譲歩して成立したものです。しかし、日本国憲法は主権在民(憲法前文等)、公務員が全体の奉仕者であること(憲法第十五条)をうたっており、



新国税通則法が納税者の人権を侵害することは許されません。憲法の人権規定は国民のためにあるのですから、新国税通則法をよく理解し、納税者の権利のために使えるものは積極的に使っていく必要があります。

Q2・今でも税務署は高圧的な場合があるのに、新国税通則法によって納税者はさらに厳しくなるのでは?

A・たしかに新国税通則法には、事前通知をしなくてもよい場合が法定されていたり、修正申告の懲罰(ししょうよう)が法定されたり、また罰則付きで帳簿書類の提示・提出が強制されるなど、納税者の権利を侵害する規定があります。しかし、一般の税務調査は強制調査とは異なり「犯罪捜査のために認められたものではなく」(新国税通則法七四条の八)、任意調査であることは変わっていません。この点について二〇一一年十一月十八日、衆議院財政金融委員会でも岡本国税庁次長は「罰則をもって強権的に提示・提出をすることは考えておりません。あくまで納税者の方々のご理解、ご協力が得られるように努めまして、その承諾のもとに行うという従来の運用を変更することは考えておりません」と答弁しています。任意調査であれば、納税者の承諾と協力の下に行われることは当然で、納税者が委縮する必要はまったくありません。今までと同様、対等の立場で対応することが大事です。

